

発委第1号

令和6年1月29日

北栄町議会議長 野田秀樹様

提出者 北栄町議会議会運営委員会
委員長 前田栄治

北栄町議会委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法第109条第6項及び第7項並びに北栄町議会会議規則第14条第3項の規定により、上記の議案を提出します。

理由

予算決算常任委員会を設置するため。

北栄町議会委員会条例の一部を改正する条例

北栄町議会委員会条例(平成17年北栄町条例第142号)の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>予算決算常任委員会 15人</u> <u>予算、決算に関する事項及びその他必要と認める事項</u></p> <p>2 略 (議会運営委員会の設置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>7人</u>とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略 (議会運営委員会の設置)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>6人</u>とする。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。